

令和5年度指定管理者モニタリングシート（令和4年度実績）

1 施設等の概要

施設名	市立自転車等駐車場		所管課	都市建設部管理課（内線2741）	
指定管理者名	蔦井株式会社		指定管理者所在地	愛知県名古屋市中区新福寺町一丁目57番地	
指定期間	令和4年1月1日～令和6年11月30日	利用料金制の有無	無	他自治体での指定管理者実績	名古屋市、豊橋市、豊田市 他
施設の設置目的	駅周辺に集まる自転車等に対する駐車対策の一環として、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」や「東久留米市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき自転車等駐車場を整備する。				
事業概要（サービスの概要、自主事業等）	自転車等駐車場維持管理・運営業務				

※本施設は令和4年1月より指定管理者制度を導入しており、当該事業者は令和4年1月より本施設の指定管理者を実施している。

2 決算額及び利用状況

市決算額	2年度	3年度 (3ヶ月間)	4年度	指定管理料 対前年度増減		指定管理料 平均決算額	利用人数(件)数 (下段)前年比率			新型コロナウイルス感染症拡大防止 に伴う休止日数		
				3年度-2年度	4年度-3年度		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
指定管理料		5,987,997	43,483,788			24,735,893						
使用料		24,315,201	41,311,557		37,495,791			48,802	235,774		0日	0日
成果配分金									483.1%			

※令和3年度の実績値は、3ヶ月間の実績値である。

※「成果配分金」は、決算年度でなく、発生年度に記載。

※「指定管理料平均決算額」は、直近3年間の平均額か、指定管理者制度の導入から3年を経過していない施設は、指定管理者制度導入後からの平均額。

3 モニタリング評価

評価項目	評価の視点	評価
公平な使用の確保	<公平性の確保>使用許可は適切に行われたか、不適切な利用制限はなかったか	3
市民サービスの向上	<事業等運営>新たなサービスの提供等、具体的なサービスの向上を図っているか	3
	<施設維持管理>設備機能維持のための保守点検、清掃業務・光熱水費・備品管理等に遺漏はないか	3
	<情報管理>個人情報保護及び情報公開について十分配慮し、必要な措置を講じているか	3
	<危機管理>事故・災害等に対する綿密な危機管理体制が整っているか	3
	<市民協働>地域住民と一体化した取り組みがなされているか	3
	<ノーマライゼーション>障害者や高齢者等に配慮した運営をしているか	3
経費の節減など効率的な運営	<モニタリング>利用者の満足度を図る仕組みや事後評価がなされているか	4
	<収支の改善等>利用者の増、経費の削減などの収支状況改善に向けた取り組みをしつつも、利用者にとって適正な運営をしているか	3
	<経費の妥当性>管理運営経費は、その内訳も含め妥当であり、適正に執行されているか	3
	<再委託業務>再委託されている業務の範囲は適切か	3
安定的な施設サービスの継続的な提供	<環境対策>市の環境施策を理解し、省エネ省資源等、地球環境に配慮した管理運営がなされているか	3
	<サービスの信頼度>施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができているか	3
	<職員の専門性、配置体制>職員の指導育成などが適正にされており、施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な能力を有し、事業内容に適した職員が配置されているか	3
	<労働条件>職員に対し、労働法規等を遵守した適正な勤務体制か	3
施設の特長によるサービス提供 ※それぞれの施設における事業計画書等を参考に、評価の視点を設定する	<経営基盤>指定管理者(母団体)は、公共サービス事業提供者にふさわしい理念・方針のもと、経営が安定しており、施設を継続的・安定的に管理できる能力を有しているか	3
	<施設運営>電動アシスト付自転車や子育て世帯が使用しているチャイルドシート付自転車等、利用者に対応した施設運営がされているか(利用者へ寄り添った運営サービスの実現)	3
	<駅周辺の交通環境整備>施設運営と放置自転車対策の一体的な実施により、安全で快適な駅周辺の交通環境が確保されているか	3
	<地域との連携>将来の放置自転車を減らすための情報発信等の取り組みが展開されているか	3
	<利用者層の拡大>施設の利便性向上や自主事業の実施等を通じ、利用者層の拡大を図っているか	3
合計点数		61点/100点

※評価は3を標準として、5(期待を大きく上回る)、4(期待以上)、3(期待通り)、2(期待をやや下回る)、1(期待を下回る)の5段階評価とする。

4 評価点（現状と課題等を含む。）

<公平な使用の確保>
自転車等駐車場定期利用受付事務について、東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び施行規則にある利用者の制限等を十分に把握し、適切に受け付けから利用許可までの業務を実施していた。

<市民サービスの向上>
指定管理者は、運営面において抜き打ち検査となるシークレットカスタマー制度の導入や事業者のホームページ上及び駐車場現地での利用者アンケートの実施、またセルフモニタリング等を実施している。一方、維持管理面においては日常の通常点検を実施する等、これら取組により利用者のサービス向上に努めた。

<経費の節減など効率的な運営>
指定管理者は、これまでの他自治体での事業実績によるノウハウの蓄積により、必要な人員体制を図り、利用者に対して適正な運営に努めた。

<安定的な施設サービスの継続的な提供>
本事業で定めた実施方針や維持管理及び運営業務に係る要求水準における「地域雇用の創出」の実現において、事業者は、本市、高齢者の団体を協力団体としており、当該団体が従前から本市当該業務の運営を行ってきた実績や事業者の他自治体におけるノウハウの蓄積が共有されるため、安定的な管理に繋がっている。

<施設の特長によるサービス提供>
一時利用自転車等駐車場内や指定管理者ホームページにおいて、定期利用自転車等駐車場の空き区画の情報の発信を行い、利用者の利便性向上や放置自転車対策を推進に努めた。

令和5年度指定管理者モニタリングシート（令和4年度実績）

5 総合評価									
公平な使用の確保		市民サービスの向上		経費節減など効率的な運営		安定的な施設サービスの継続的な提供		施設特性によるサービス提供	
・公平性の確保	C	・事業等運営 ・施設維持管理 ・危機(情報)管理対策 ・市民協働 など	B	・収支の改善等 ・経費の妥当性 ・再委託業務 ・環境対策 など	C	・サービスの信頼度 ・職員の専門性、配置体制 ・労働条件 ・経営基盤 など	C	・設定した評価の視点	C

※総合評価はCを標準として、A(期待を大きく上回る)、B(期待以上)、C(期待通り)、D(期待をやや下回る)、E(期待を下回る)の5段階評価とする。

6 次年度以降に向けた方向性
<p>令和4年4月より利用を開始した臨時西第1・第2駐車場の運営開始にあたり、利用者への事前周知を十分に行い、また混雑時に適切に人員を配置することで円滑に施設を運営開始できたこと、また、令和5年5月竣工の東久留米駅西口第1自転車駐車場の運営開始へ向け、維持管理・運営の観点からの意見を施設設計において反映させたことは評価できる。今後もさらに積極的に民間のノウハウ、技術能力などを活用して、より効率的かつ効果的な業務実施を行なう等、放置自転車対策の推進に期待したい。</p>